

床上操作式天井クレーンで敷き鉄板を荷降ろし中に挟まれる

【発生状況】○○建設△△工事事務所の従業員 Aさんは、建築工事の進捗状況に合わせ、使用している敷き鉄板を○○商事△△営業所の倉庫に、その都度返品をしていた。倉庫には、担当者として従業員の Bさんが対応しており、鋼材の積み込みや荷降ろしを行っていた。

事故が起った当日は、Bさんが他の用事で忙しく、Aさんの持ち込んだ敷き鉄板の荷おろしは、遅れる旨話をしていた。Aさんは、常日頃 Bさんのお手伝いをしていたので、Bさんが忙しいなら自分で行おうと考えて、荷降ろしを始めた。

敷き鉄板は、長さ 2.4m * 幅 1.2m * 厚さ 22mm * 重量 518kg の大きさで、4t 台車に積んで倉庫に持ち込み、床上操作式天井クレーン（吊り上げ荷重 2.8t）により、1枚ずつ吊って所定の置き場に荷降ろしする予定であった。

今回、Aさんが単独で作業を行い、備え付けの玉掛けワイヤーとそれに取り付けてあるクランプを使用して、作業を進めた。Aさんは、日ごろ Bさんのやり方を見ていたので、クレーンの運転資格がないにもかかわらず独断で作業を進めた。敷き鉄板を台車から吊り上げ、台車の隣にある所定の置き場に荷降ろしするためペンドントスイッチの操作をした。乗ってきた台車に気を取られ、誤って反対の操作をしたため、近くに積んでいた鋼材と敷き鉄板に挟まれ、右足を負傷した。

クレーンの吊荷に挟まれた！

【対策】は：①先ず事業者が勉強すること！
②事業者が監督者・作業者を教育すること！



当会では事業者の方の勉強を支援します！

【発生原因分析】Aさんは、日ごろから作業のお手伝いをして、操作方法を見て知っていたので、良かれと判断して、よその会社の天井クレーンを勝手に使い、事故を起こしてしまった。

1)、人的な面からみると、Bさんから遅れる旨連絡を受けていたにもかかわらず、勝手な判断をして、且つ無資格で天井クレーンを操作し荷降ろし作業を進めた。また、乗ってきた台車に注意を取られペンドントスイッチの操作を誤ってしまった。

2)、機械・設備的な面からみると、Aさんの操作ミスによるもので、ガータ下部には、「東西南北」の方向表示があり、かつフックには外れ止めが装備されており、使用している玉掛けワイヤーやクランプ、リング等には問題がなかった。クレーン及び玉掛けワイヤーの始業点検や定期自主検査は行われ、点検表は保管されていた。

3) 安全管理的な面からみると、外部から機材を持ち込んだ者が、倉庫に装備されている天井クレーンやフォークリフト等の取り扱いについて、取り決めがされていたにもかかわらず、**部外者に対する周知徹底がなされていなかった**。

4) 作業環境的な面からみると、取り扱っている各種機材は、上屋内に整然と置かれ、床はコンクリートで仕上がっており、照明も十分な状態である。

【対応策】今回の事故は、部外者が勝手な判断をして、天井クレーンの操作をして起こした自損事故である。機材を運搬して運搬先でクレーン等を使用しての荷積み荷降ろしは良く見かけるケースである。分析結果からして次の3点をあげた。

1) 「**無資格で天井クレーンを運転**」については、吊り上げ荷重2.8tの床上操作式天井クレーンの運転操作をするためには、吊り上げ荷重5t未満の場合は、少なくともクレーン取扱い業務特別教育の修了が必要である。クレーンの取り扱いが容易であるため、ややもすると無資格で操作しがちであるが、厳重に戒められる点である。クレーン・重機による災害は、3大災害であり、事故が起こると重篤につながる。

2) 「**ペンドントスイッチの操作を間違えた**」については、ガータ下部に取り付けてある表示に沿って運転を行うこと。操作を間違えた一因は、長尺物や横幅のある鉄板などを所定の場所に置く場合、位置決めが非常に難しい点にある。この様な場合、介添え棒やロープを用いて荷を安定させる。また隣の台車に気を取られると操作ミスにつながるので、倉庫内での台車を置く位置や、荷おろしの位置は、余裕を持って計画し、作業を進める。

3) 「**部外者に対する周知徹底がなされていなかった**」については、安全管理をするうえで、指名運転者、それ以外の者の運転禁止を表示するなど取り決めの周知徹底が必要である。この倉庫では、取り扱いに関する注意事項の取り決めがされていたが、運用に関しては、徹底していなかった。関係する部外者が運転操作する場合、所定の用紙を活用して運転資格の確認や注意事項の伝達が必要である。また、定期的に関係者を集めた安全衛生教育を行う。

【補足説明】 クレーンの取扱い業務の特別教育は、**クレーン等安全規則**第 21 条、特別教育に示されている。第 1 項の 1 号に「吊り上げ荷重が 5 トン未満のクレーン」とされており、第 2 項に科目について示されている。さらに**クレーン取扱い業務特別教育規程**では、学科教育として 9 時間、実技教育として 4 時間以上の教育が必要とされている。特別教育及び安全衛生教育として、職場安全向上に向け、事業者と監督者・作業者を対象に、計画して頂きたい。